

上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金要項

上市町では、昨今のエネルギー価格高騰を受け、町内事業者においては引き続き厳しい経営状況におかれていることから、上市町内に事業所を有する企業の支援を目的に、上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金を実施します。

1 支給要件

支給要件は次のすべてを満たしている事業者とします。

- (1) 上市町内に人的及び物的設備を持つ事業所を有する法人又は個人事業主であること。
ただし、法人税、法人町民税の課税対象とならない任意団体ではないこと。
- (2) 令和3年中に事業活動を行っている事業所であること。
- (3) 上市町内で使用する令和4年4月から9月の燃油（ガソリン、重油、軽油、灯油又は混合油）、電気又はガス（以下「燃油等」という。）に係る料金の1か月平均額が、前年比で10%以上増加していること。ただし、販売用の燃油等は除きます。
- (4) 本社が上市町外にある場合、又は本社が上市町内にあって町外にも支社等がある場合は、上市町内で使用する燃油等の料金について区分することができること。
- (5) 報告書を提出する日現在において、給付金の交付を受ける事業所で事業を実施しており、当該事業所で事業継続する意思があること。
- (6) 上市町暴力団排除条例（平成24年上市町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項及び第13条第2号に規定する営業する者ではないこと。
※「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (8) 国、県又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人ではないこと。
- (9) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者ではないこと。
- (10) 町の公の施設に係る指定管理者ではないこと。
- (11) 町が本給付金と別に実施するエネルギー価格高騰に係る助成を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

2 支給額

1か月分平均額について前年との差額の10万円から100万円以内を算定し、2か月相当額を上限に給付します。（1か月平均額が10万円を下回る場合は対象外。）

なお、給付額は申込の状況により調整を行うことがあります。

3 手続き方法

(1) 事前申込の手続き（算定額承認申請）

給付に際し、事前申込みとして、次の書類を提出してください。

なお、要件を満たしていない場合や書類に不備がある場合は、支給できないこともありますので、必ず要件確認シートでご確認の上、提出ください。

また、書類等の不備について、町が指示する期日まで補正が行われない場合は、給付は受けられません。

ア 上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金算定額承認申請書（様式第1号）

イ 燃油等使用状況集計表及び支援金計算表（様式第2号）

ウ 令和4年及び令和3年の4月から9月までの期間に購入した上市町内の事業所で使用した燃油等の量及び金額を確認できる領収書、納品書及び帳簿などの写し

エ 上市町内において事業を行っていることを証する書類

※申告書の写しは、所管官庁での收受したことが分かるものを提出して下さい。（電子申告をご利用の場合は、受付が完了したことを確認できるメール等の写しも併せて提出して下さい。）

甲 法人

・直近の法人町民税申告書の写し又は法人町民税の納税証明書（本社が上市町内の場合）直近の確定申告書別表一、法人事業概況説明書又は履歴事項全部証明書の写し

乙 個人事業者

・直近の確定申告書第一表又は町民税申告書の写し併せて、青色申告決算書又は収支内訳書の写し

オ （個人事業者の場合）本人確認書類の写し

カ 要件チェックシート

(2) 本申請の手続き（支給申請書兼請求書）

(1)の事前申込み後、町の審査の上、承認通知を送付しますので、承認を受けた事業者は次の書類を提出ください。

ア 上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金支給申請書兼請求書（様式第5号）

イ 口座番号が分かる通帳の写し

4 申込み書類の入手方法

上市町ホームページからダウンロード、又は上市町産業課商工観光班窓口（役場3階）にて配布いたします。

5 申込み受付期限及び提出先

3の（1）の事前申込の受付期限は令和4年12月15日（木）です。

上市町産業課商工観光班までご提出ください。郵送の場合、当日の消印まで有効です。

6 振込等について

給付金は3の（2）の給付金支給申請書兼請求書の受付後、支給決定通知兼振込通知を送付いたします。通知後、2から4週間を目途に振込いたします。

7 給付金の返還等

給付金の支給後、支給要件を満たしているか、町が実地で検査する場合がありますので、証拠書類を整備し、支給後5年間は必ず保存してください。

また、町からの検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じ、証拠書類を町へ開示してください。

なお、支給要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付金の決定を取り消すとともに、町長が定める納期までに当該給付金を返還しなければなりません。納期日まで返金が無かったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支給額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

<提出先及びお問い合わせ先>

上市町役場産業課商工観光班

電話 076-472-1111（内線 361、362、363）